

令和4年度

第5回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年8月29日

石巻市農業委員会

第5回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年8月29日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 6号 農地の現状変更届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

閉 会

出席委員（15名）

1番	近藤	茂	委員	2番	山田	慧子	委員
3番	安部	秀逸	委員	5番	佐藤	克美	委員
6番	高橋	由佳	委員	9番	伏見	さと子	委員
10番	佐々木	洋	委員	11番	遠藤	章一	委員
12番	岡田	正男	委員	14番	後藤	嘉伸	委員
15番	前野	利春	委員	16番	今野	勝夫	委員
17番	日野	智	委員	18番	伏見	晃也	委員
19番	三浦	孝一	委員				

欠席委員（4名）

4番	佐々木	文彦	委員	7番	武山	勝	委員
8番	高橋	千代恵	委員	13番	今野	真理	委員

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田	信悦	委員	21番	木村	和広	委員
22番	保原	政美	委員	23番	木村	富雄	委員
24番	武山	礼二	委員	25番	三浦	和恵	委員
26番	首藤	勝博	委員	27番	山口	修一	委員
28番	齋藤	忠直	委員	29番	佐々木	勝行	委員
30番	佐藤	晴夫	委員	31番	渡邊	孝彦	委員
32番	高橋	信一	委員	33番	石川	雅洋	委員
34番	山田	茂樹	委員	35番	勝又	功	委員
36番	西條	健一	委員	37番	榊田	有司	委員
38番	西條	勲	委員	39番	阿部	正展	委員

事務局職員出席

渋谷	幸伸	事務局 長	高橋	伸明	事務局 次長
渡辺	和子	事務局 長補佐 兼農地係 長	齋藤	敏幸	主 幹
村上	浩則	主 幹	山本	万里	主任 主事
菅井	泰弘	主任 主事			

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第5回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時35分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は15名、推進委員は20名であります。佐々木文彦農業委員、高橋千代恵農業委員、武山勝農業委員、今野真理農業委員から欠席の報告がありました。定足数に達しておりますことから、会議は成立いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号9番伏見さと子委員、10番佐々木洋委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第6号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いいたします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

令和4年8月19日に開催した農家相談委員会における新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第6号 農地の現状変更届出につ

いてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告をお願いします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

議案書は、2ページから6ページです。今月の受理件数は3件で、解約の理由は耕作者変更のものが2件、転用のための1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は7ページから16ページです。今月の受理件数は26件で、解約の理由は農地中間管理機構へ貸付けするため3件、耕作者変更のため7件、借人の離農のため14件、農用地利用集積計画による売買のため2件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第4条第1項第8号による届出についてご報告いたします。議案書は17ページです。今月の受理件数は2件で、転用目的は作業場とするものが1件、住宅敷地とするものが1件でございます。

続きまして、報告第5号 農地法第5条第1項第7号による届出についてご報告いたします。議案書は18ページです。今月の受理件数は2件で、転用目的は駐車場とするものが1件、住宅敷地とするものが1件でございます。

続きまして、報告第6号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。議案書は19ページから20ページです。今月の受理件数は1件で、1mの盛土をし、畑として野菜を作付するものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第6号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

○村上浩則主幹 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

議案書の21ページを御覧願います。初めに、番号1、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は雑種地となっております。昭和40年頃から農機具・資材置場として利用してきており、20年以上経過した土地であります。

次に、番号2、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。平成14年に転用許可を受けて転用許可どおりに建物を建築し、非農地となっているものです。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐々木洋副委員長から委員長報告をお願いいたします。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

8月22日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査等を行いました。現地調査を踏まえ、申請内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明することにつきましてはやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

はい、どうぞ。

○齋藤敏幸主幹 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書の24ページを御覧ください。番号1番は、譲受人の経営規模拡大のための売買です。申請地は、田1筆、面積576㎡です。

番号2番は、譲渡人の労働力不足のための売買です。申請地は、畑3筆、面積1,518㎡です。

番号3番は、譲受人の経営規模拡大のための売買です。申請地は、田1筆、面積1,035㎡です。

議案書の25ページを御覧ください。番号4番は、親戚への贈与であります。申請地は畑1筆、面積232㎡です。

番号5番は、親から子への贈与であります。申請地は、田及び畑6筆、面積5,214㎡です。

議案書の26ページを御覧ください。番号6番は、知人からの贈与であります。申請地は、畑1筆、面積127㎡です。

説明は以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審議した結果、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。

議案書の27ページを御覧願います。転用事業者が平成28年8月に土砂採取目的で一時転用の許可を得ましたが、需要の減少により完了できないために期間を延長する変更を行うものです。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐々木副委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査等を行いました。許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案

についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について承認相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

議案書の29ページを御覧願います。番号1、住宅・農業用倉庫とするための転用です。農地区分は、第3種農地に近接する区域内の農地であることから、第2種農地に該当いたします。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐々木副委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請内容を審議した結果、申請案件について許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等について説明いたします。

議案書の31ページを御覧願います。初めに、番号1、資材置場及び駐車場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。なお、既に一部が転用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号2、建設業の資材置場及び駐車場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号3、番号2に関連しての資材置場及び駐車場の転用です。農地区分は、番号2と同じく第2種農地に該当します。

次に、番号4、32ページです。コインランドリー・コンビニエンスストア用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号5、33ページです。居宅建築のための転用です。農地区分は、300m以内に鉄道の駅がある区域内にある農地であることから第3種農地に該当します。

次に、番号6、住宅の建築のための転用です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

次に、番号7、34ページです。一般住宅とするための転用です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地に該当します。

次に、番号8、住宅敷地・駐車場とするための転用です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。なお、既に一部が転用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号9、太陽光発電用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐々木副委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を

踏まえ、許可基準に基づいて申請内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、43ページから53ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、それではご説明いたします。

別冊1、令和4年度農用地利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご用意ください。資料の1ページを御覧ください。初めに、宮城県農地中間管理機構を通した一括方式による利用権設定は6件で、計37筆、合計面積は3万6,137.86㎡です。

貸借期間は5年から10年で、10a当たりの賃借料は1万円から1万3,000円です。

また、米による物納は80kgから110kgとなっております。

次に、相対による利用権設定は3件で、計49筆、合計面積は7万3,750㎡です。

貸借期間は9年4か月から10年で、10a当たりの賃借料は1万2,000円です。また、うち2件は使用貸借となっております。

次に、資料の2ページを御覧ください。所有権移転は3件で、計15筆、合計面積は1万5,188㎡です。

10a当たりの売買単価は、15万円から30万円です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐々木副委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき、申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。利用権の設定を受ける者及び所有権の移転を受ける者は、いずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の6件、利用権設定の3件、所有権移転の3件について、異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに一括方式、議案書43ページの番号3から46ページの番号4を議題といたします。

議席番号●番、●委員は退席をお願いいたします。

（●番●委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案一括方式番号3番から4番についてご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案2件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号●番、●委員は入場願います。

（●番●委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ●委員に申し上げます。一括方式番号3番から番号4番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、一括方式について、ただいま決しました番号3番及び番号4番を除いた4件について審議いたします。議案書は、43ページ及び46ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案一括方式4件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式4件に係る農用地利用集積計画について、

原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、利用権設定について審議いたします。議案書は、47ページから51ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定3件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定3件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は、52ページから53ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転3件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転3件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

議案書は、54ページから99ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○山本万里主任主事 議案第7号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断を求めるものであります。

昨年度の農地利用状況調査の結果、B判定、再生利用が困難と見込まれる農地となり、荒廃化して山林、原野となったものです。河北地区178筆、河南地区の545筆の合計723筆の農地であります。

判断を求めるに当たり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。その結果、田161筆、14万4,980㎡、畑562筆、33万8,133㎡、合計723筆、48万3,113㎡が山林、原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見て、その土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地には該当しないと思料するものであります。

今回非農地と判断されたものについては、対象地所有者412名、また市、県及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。また、筆界未定の農地に関しては登記地目の変更ができませんので、その旨を所有者に告知し、非農地であることを通知するまでといたします。

なお、議案提出に当たり、本来であれば位置図を添付するところではありますが、筆数が多いこと及び広範囲であることから、議案書に添付することができませんでした。確認のための資料として、公図を重ねた航空写真を会場外に用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐々木副委員長から検討結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、議案第7号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、農地パトロール状況、航空写真による確認を行いました。

農地法の運用についての第4の判断基準に基づき審議した結果、非農地とすることが相当なもの判断しました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） それでは、議案精査に入ります。

会場の外に航空写真を用意しております。議案の精査は、できれば5分程度で終わるようにお願いをいたしたいと思います。

それでは、会場外にて議案精査をお願いいたしたいと思います。

[精 査 午後2時06分～午後2時10分]

○議長（三浦孝一会長） それでは、会議を再開させていただきます。

先ほど事務局説明及び農地調査委員会副委員長より検討結果につきまして報告ございましたが、本案723件につきましてご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○河南6区勝又功委員 私のところの筆数多くて、ちょっとあまり5分や3分では目を通せませんので、今回の総会でなく、来月の総会あたりまで保留させていただきたいと思います。駄目だと言われればそれまでだけれども、ただこの名簿を見ると、今年から帰ってきて、今までどこにいたのか分からなかったけれども、おふくろ死んだら帰ってきて、また家に戻った人もいる。そのおふくろさんというのは、施設に入っているから、ちょっと意向調査に書いたのか書かないのか分からないのです

けれども、そういう方もあるし、うちらも含めて、そこら辺の中身もあるけど、ちょっと保留させていただきたいと思うのですが。

○議長（三浦孝一会長） 農地調査委員会において、確認したのですが、相違があるということでしょうか。

○河南6区勝又功委員 多分農業委員会に文句言う人は、出てくる人は多々ありそうな感じなのです。はい、分かりましたよと通知もらって、納得できない方も多々あるように見えますので、そういう意味で意向調査の結果のやつと照合しながらやりたいと思いますので、時間をもらいたいということ。全部意向調査のやつ、はがき出すのだよね。

○議長（三浦孝一会長） 事務局どうぞ。

○山本万里主任主事 お答えします。

意向調査は行っていません、B判定なので。昨年のB判定のものは山林、原野とジャッジしてきたものですので、意向調査はA判定のものにしています。ですので、意向調査は一切やりません。

○河南6区勝又功委員 そうすると、本人の意思は関係ないということ。

○山本万里主任主事 そうです。意思ではなくて現況が農地かどうかを判断するものですので、農地に戻りたいので今回出さないでくれとか、例えばクレームでもありますように、農地にするつもりだから出さないでとか、そういうことではなく、現況はもう農地ではないので出すものです。出さないでくれといった場合には、現況を農地に戻してから農地台帳へ登載願をいただければ、農地台帳に戻すことは可能です、現況が農地になれば。ならないものに関しては、本人の意向とは関係ありません。農地か農地でないかで判断しております。

○河南6区勝又功委員 もし何か言われたときは、そういうふうに答えればいいのかな。

○山本万里主任主事 大体そういう電話は来ていますので、そのときには説明させていただいておりますけれども、大体ご納得いただいているなと思います。

○河南6区勝又功委員 その辺の返答の部分は、事務局にまたお願いします。

○山本万里主任主事 事務局に問合せがあった際はそういたします。

○議長（三浦孝一会長） 勝又委員さん、よろしいですか。

○河南6区勝又功委員 事務局のほうで対応していただくのであれば。

全筆承認ではなく、このところは、今回はちょっと抜いてくれということではできないのかな。それもできませんか。

○議長（三浦孝一会長） はい、事務局。

○山本万里主任主事 この会議が終わって、あちらのほうで航空写真をもう一回確認していただいて、ここは農地に戻ったのだということであれば、それについては再度、判断していただくことになるかと存じます。

○議長（三浦孝一会長） そういうことでございますので。

このほかにご意見がある方ございますか。

はい、どうぞ。

○河北3区山口修一委員 河北地区の山口です。今の部分に関連して、ちょっとご確認をさせていただきたいと思います。

非農地ということで通知がAさんに届きました。届いたAさんは、確かにちょっと荒れているよねと、あるいは間違っ、いやいや、うちの農地は荒れていないということで、その時点で農地として引き続きやっていきたいというような意思表示があった場合は、どのような手続になりますか。

○議長（三浦孝一会長） はい、事務局。

○山本万里主任主事 荒れているよというご理解をいただいたものは関係ないとして、間違っているよと、ここの地番は荒れていないよということは原則ないかと思えます。といいますのは、パトロール結果でB判定をしているものについて、航空写真で再度確認をしておりますので、間違った地番についてジャッジしているということは原則ないのではないかと思います。ただ、この通知を出すまでの間に農地に戻したよと、たまにいらっしゃるのです、木を切ったので農地に戻してくれませんかという話がある方はいらっしゃいます。そういった方の場合には、一旦戻したのが確認できれば農地の台帳に復活させて、資産税課のほうへ、または法務局のほうへ連絡はその都度しております。ですので、通知を出した後にそれを取り消すよということはできます。ただ、本人の意向で、これからやるからというものに関しては、基本は非農地通知のほうは行かせていただいております。

あと、農地に戻したという方でも、非農地通知の意味合いと農地法から離すことのメリット、デメリットをお話しした上で、別に農地から外れたから耕作してはいけないということにはならないのです。山林とか原野という判定をしたものに、後からそこを畑に戻しましたよといったときに、別に原野に畑を作ってもいいわけです。なので、その旨をお話すると皆さん、では一旦山林、原野にしていいですというふうなご納得をいただいている方のほうが多いです。

以上です。

○河北3区山口修一委員 分かりました。

○議長（三浦孝一会長） はい、どうぞ。

○河南6区勝又功委員 私の案件で、昔というか、しばらく前に非農地にして、最後に、非農地になったら改良区の決済金何万円も取られたという方もいるわけです。皆さんゼニ・カネ絡んでくると、だんだん荒くなっていくもので、その辺の改良区とか、関係しているところで、農業委員会で非農地といえば、改良区では基本的に決済金ちょうだいみたいなことを出すと思う。その辺の兼ね合いはどうなの。

○議長（三浦孝一会長） はい、どうぞ。

○山本万里主任主事 非農地通知にその旨も記載してございます。田んぼになっている場合は、土地改良区の決済金が必要ですよという旨も書いてあります。別に決済金を払わない場合で、農地において

も毎年払っていくわけです。結局同じだと思いますので。

○河南6区勝又功委員 決済金って、改良区にお金払うのに5,000円ずつ払っているとする。ところが、改良区で決済金ちょうだいねというのは、5,000円の10年分で5万円ちょうだいねと一発で言われるわけ。そういうことが、面積多い人は大分懐に響くのではないかと思ったりするわけです。うちのよう
に、小さい面積だったらそれだけというだけの話だけれども、面積多くなってくると決済金を払う人が大変になる。今、年寄りの人たちだけでは、そういう年寄りだけになってくると、なおさらのこと大変でないかなと思ったりもするわけです。

○議長（三浦孝一会長） それはご意見、質問ではないですね。

○河南6区勝又功委員 言われるのは、我々に言われるの。まさか事務局に電話かけて、決済金取られたぞなんて言わないから。たまたまその辺で会って、決済金取られたと言われるのが我々という話なのです。

○議長（三浦孝一会長） いろいろ委員さんによってご苦労があるかと思えますけれども……

○河南6区勝又功委員 改良区絡みの決済金とか、そういうものは絡まってくるから、まあ山になってるって言われればそれはそれでそうなんだけれども、そういうことも後々出てくるという話です。

○議長（三浦孝一会長） では、ご意見として頂戴しておきます。

ほかにございませんか。

はい。

○11番遠藤章一委員 11番、遠藤です。ちょっと1つ確認したかったのですけれども、今の農地、非農地の判断というと、畑の部分は関係ないのですけれども、田んぼになっているのを非農地にした場合、この届出というのは改良区関係にも出されるか。

○山本万里主任主事 うちのほうの通知ですか。議案書の状態で、改良区には毎月議案書をお渡ししていますので、改良区はそれでいろいろと調べているようです。その後問合せがちょこちょこ来ますので。

○11番遠藤章一委員 改良区のほうには出さない、出すの。

○山本万里主任主事 通知出しております。通知というか、議案書そのものを出していますので、情報は提供しております。

○11番遠藤章一委員 先ほどの、勝又委員のように改良区、畑のほうは関係ないと思うので、田んぼのほうは水利費を取られているものなので、それが田んぼでなくなるような場合はそれを、一括でお金を払わなければならないのは、これを出しているから分かるわけですね。

○山本万里主任主事 そうです。

○議長（三浦孝一会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、ないということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、採決をいたします。

本案723件について、全て非農地と判断することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） ご異議なしと認め、本案723件については全て非農地と判断することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして令和4年度第5回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時24分 閉会